

第1回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和2年1月27日(月)午後4時00分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(11名)

1番 住田 哲也	8番 太田 正人
2番 朴谷 和夫	9番 舟山 仁志
4番 溝渕 康裕	11番 窪 郁夫
5番 杉山 央	12番 坂口 啓郎
6番 木下 和夫	13番 氏家 知身
7番 佐々木康二	
5. 欠席委員(2名)

3番 豊田 孝行	10番 富永 学
----------	----------
6. 議事日程

議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
議案第5号	農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて
議案第6号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
	その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦
事務局係長	佐藤 公紀
8. 会議の概要 開会 午後 3時55分

- 局長： 出席予定の皆さんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。
- 議員： よろしく願います。
- 局長： それでは只今より、令和2年第1回の農業委員会総会を開会いたします。今年に入ってから雪が少なく、皆さん春先の水の心配をしているのではないかと思いますけど、なかなか雪が降らないという事で春先の作業が心配になりますけれど、雪の少ない分ありがたいのですが、これからハウス掛け等行うに当たり、事故など無いようにそれぞれ農作業、ハウス掛けを行っていただきたいと思ひます。
- 本日の会議録署名委員は、議席6番の木下委員、議席8番の太田委員にお願いいたします。議席3番の豊田委員、議席10番の富永委員より欠席の連絡がありました。只今の出席委員は11名で、定足数でございます。又、関係機関では、農業センター大柳所長、それから土地改良区の赤倉参事、共済組合田澤君の方から欠席したいとの連絡が入っております。
- それでは事務局長より本日の議事日程について説明をお願いします。
- 局長： はい、1ページをご覧願います。本日の議事日程は、「議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」8件、「議案第2号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」3件、売買1件、使用貸借2件でございます。「議案第3号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について」1件、「議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」15件、売買3件、新規7件、継続5件でございます。「議案第5号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」、「議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」及び「その他」でございます。
- 以上、よろしくご審議願います。
- 議長： それでは審議に入ります。2ページをお開き下さい。
- 議案第1号、「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。まず、番号1番について審議をいたしますが、当麻町農業委員会会議規則第8条、議事参与の制限により、〇〇委員には退席をお願いします。
- 【〇〇委員退席】**
- 議長： それでは事務局より説明をお願いします。
- 局長： はい、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので審議を求めます。令和2年1月27日提出、当麻町農業委員会会長名。
- 番号1でございます。貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、第三者との賃貸のための解約でございます。本件は、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。
- 議長： 只今、事務局より番号1番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。
- 委員： ありません。
- 議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第1号、番号1番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
- 委員： 全 員 挙 手
- 議長： はい、賛成全員であります。番号1番については原案のとおり決定をいたします。〇〇委員はお戻り願います。

【〇〇委員着席】

議長： 続きまして、番号2番から番号8番について、事務局より説明をお願いします。

次長： はい、続きまして番号2、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、後ほどご審議いただきます、砂利採取に伴う農地法第5条の規定に基づく一時転用申請のための解約でございます。

番号3、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、借主であります〇〇氏が息子さんへ経営移譲したことによる解約でございます。以降、番号6まで借主及び解約理由が同一でございますので、貸主及び対象農地のみについてご説明いたします。

番号4、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡。

番号5、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡。続きまして、3ページをお開き願います。

番号6、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡。

番号7、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、貸主であります〇〇氏が息子さんへ使用貸借するための解約でございます。

番号8、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番、外〇筆が田、〇〇〇〇番が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、貸主であります〇〇氏が自作するための解約でございます。

以上、7件につきましては、合意解約成立日から6ヵ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第1号の番号2から8番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： **ありません。**

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第1号、番号2番から8番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： **全員挙手**

議長： はい、賛成全員であります。議案第1号の番号2番から8番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、4ページの議案第2号、「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。まず、所有権移転の番号1番について、事務局より説明をお願いします。

次長： はい、議案第2号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求める。令和2年1月27日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号1、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、畑、面積、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇a、経営面積、

〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇、議案〇ページの〇番の図面箇所でございます。町道〇〇道路に面している〇〇さん宅の隣の場所でございます。今回、売主の申入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

〇〇〇〇氏は、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より所有権移転の番号1番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員： **ありません。**

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第2号、所有権移転の番号1番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： **全員挙手**

議長： はい、賛成全員であります。番号1番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、使用貸借の番号2番について、事務局より説明をお願いします。

議長： はい、使用貸借の番号2、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は経営移譲で、申請箇所は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。父親である〇〇氏が所有する農地を経営移譲を受ける〇〇氏へ使用貸借するものでございます。

〇〇〇〇氏は、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より使用貸借の番号2番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員： **ありません。**

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第2号、使用貸借の番号2番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： **全員挙手**

議長： はい、賛成全員であります。議案第2号、使用貸借の番号2番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、使用貸借の番号3番について、事務局より説明をお願いします。

議長： はい、使用貸借の番号3、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番、外〇筆が田、〇〇〇〇番が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、作付、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は経営移譲で、申請箇所は、〇〇〇、議案〇ページから〇ページにかけての、〇番の図面箇所でございます。父親である〇〇氏が所有する農地を経営移譲を受ける〇〇氏へ使用貸借するものでございます。

〇〇〇〇氏は、現在〇歳で、就農から〇年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より使用貸借の番号3番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員： **ありません。**

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第2号、使用貸借の番号3番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： **全員挙手**

議長： はい、賛成全員であります。議案第2号、使用貸借の番号3番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、9ページの議案第3号、「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

議長： はい、議案第3号、農地法第5条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。令和2年1月27日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、農地区分、農用区域内1種農地、契約区分、一時転用、転用目的、砂利採取、期間、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで、掘削深、8m、内表土扱、0.3m、本申請については、先程、関係者による事前協議を行っております。申請は、土地改良に係る砂利採取のための一時転用であり、完了後は農地に復元することから、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼさないと判断されており、転用は問題ないと考えます。申請箇所につきましては、議案〇ページの〇番の箇所であり、〇〇〇、町道〇〇道路に面しております。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第3号について説明がありました。1種農地を砂利採取するための一時転用申請であります。この転用申請について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員： **ありません。**

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第3号の「農地法第5条の規定に基づく許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： **全員挙手**

議長： はい、賛成全員であります。議案第3号については原案のとおり決定をいたします。後日、許可相当として、北海道農業会議へ諮問をいたします。

続きまして、11ページの議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。所有権移転の番号1番について審議をいたします。当麻町農業委員会会議規則第8条、議事参与の制限により、〇〇委員には退席をお願いします。

【〇〇委員退席】

議長： それでは事務局より説明をお願いします。

議長： はい、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第1回）の決定について審議を求める。令和2年1月27日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転の番号 1、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、太田委員、住田委員、舟山委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、1月8日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、事務局より所有権移転の番号1について説明がありました。この件について、あっせん委員長の大田委員より、補足説明をお願いします。

大田委員： はい、只今の事務局の説明どおり、反当〇〇〇〇円で決めさせていただきました。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号1番について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： **ありません。**

議長： 無いですので、採決をいたします。所有権移転の番号1番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： **全 員 挙 手**

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の番号1番については、原案のとおり決定をいたします。〇〇委員にはお戻り願います。

【〇〇委員着席】

議長： それでは続きまして、所有権移転の番号2番と3番について、事務局より説明をお願いします。

次長： はい、所有権移転の番号2及び番号3につきましては、1名の売主から2名の買主への所有権移転でありますので、続けてご説明させていただきます。

番号2、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由、離農のため、あっせん委員は、杉山委員、豊田委員、富永委員でございます。売買価格は、〇〇〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、昨年の12月30日にあっせん委員会を開催しております。

続きまして、番号3、売主、〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由及びあっせん委員につきましては、番号2と同じでございます。売買価格は、〇〇〇〇〇〇円、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。所有権移転のための売買について、番号2と同じく、昨年の12月30日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： 只今、事務局より所有権移転の番号2番と3番について説明がありました。この件について、あっせん委員長の大田委員より、補足説明をお願いします。

杉山委員： 只今、事務局の説明があったとおりで、2番、〇〇さんにおかれましては、水張面積に〇〇〇〇円、3番、〇〇さんにあつては、水張面積に〇〇〇〇円となっております。以上です。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の番号2番と3番について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： **ありません。**

議長： 無いようですので、採決をいたします。所有権移転の番号2番と3番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： 全員挙手

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の番号2番と3番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、利用権設定の新規、番号4番から10番について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次議長： はい、議案11ページをご覧ください。利用権設定の新規でございます。

番号4、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は借主の経営移譲、契約期間は〇年でございます。圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以降、番号7まで、借主及び申請理由、契約期間が同一でございますので、説明の一部を省略させていただきます。

番号5、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。12ページをご覧ください。

番号6、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号7、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号8、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は高齢による経営縮小、契約期間は〇年、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。

番号9、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は〇年、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以下、番号10につきましても、借主及び申請理由が同一でございます。

番号10、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、契約期間は〇年、圃場は、〇〇〇、議案〇ページ、〇番の図面箇所でございます。以上です。

議長： 只今、利用権設定の新規、番号4番から10番について事務局より説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決をいたします。利用権設定の新規、番号4番から10番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： 全員挙手

議 長： はい、賛成全員であります。利用権設定の新規、番号 4 番から 10 番については、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、利用権設定の継続、番号 11 番から 15 番について審議をいたします。関係する委員がおりますが、継続案件のため、退席をせずに審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案 13 ページをご覧ください。利用権設定の継続でございます。

番号 11、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a、以降、経営面積、うち借入面積、契約期間につきましては、継続につき、説明を省略させていただきます。

番号 12、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a。

番号 13、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a。

番号 14、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a。

番号 15、貸主、〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇の内、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇a。 以上です。

議 長： 只今、利用権設定の継続、番号 11 番から 15 番について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員： **ありません。**

議 長： 無いようですので、採決をいたします。利用権設定の継続、番号 11 番から 15 番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委 員： **全 員 挙 手**

議 長： はい、賛成全員であります。利用権設定の継続、番号 11 番から 15 番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、23 ページの議案第 5 号、「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

次 長： はい、議案第 5 号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて、次のとおり、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて審議を求めらる。令和 2 年 1 月 27 日提出、当麻町農業委員会会長名。

農業委員会等に関する法律第 17 条では、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うため農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」とされている一方、農地等として利用すべき土地の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていること、その他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村の農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができることもされております。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員の改選時期に合わせ、農業委員と同様の事務手続きにより、募集等を行うものでございまして、本年 7 月の農業委員等の改選事務を進めるにあたり、今、総会において、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについての可否の決定を求めらるものでございます。

別にお配りしております資料1をご覧ください。

政令で定める基準につきましては、市町村区域内農地の遊休農地率が1%以下であり、かつ、市町村区域内の農地利用面積の集積率が70%以上であることとされております。本町における前年度末現在での遊休農地率は0.25%、農地利用面積の集積率は85%であり、政令で定める基準を満たしていることから、令和2年7月20日から令和5年7月19日を任期とする当麻町農業委員会におきましては、「農地利用最適化推進委員は委嘱しないこととする」とご提案させていただきます。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第5号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第5号、「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことについて」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： 全 員 挙 手

議長： はい、賛成全員であります。議案第5号については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、24ページの議案第6号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

議長： はい、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、次のとおり、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議をすることについて審議を求め。令和2年1月27日提出、当麻町農業委員会会長名。

別にお配りしております資料2をご覧ください。昨年の10月以降に連続して発生しました、農地転用に係る収賄や虚偽の申請などの農業委員の不祥事を受けまして、昨年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました事から、全国の農業委員会においても法令遵守の申し合わせの決議を行う事となったものでございます。議案25ページをお開き願います。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を読み上げますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」、私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんの事、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。記、

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用する事。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保する事。

2、農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施する事。

令和2年1月27日、当麻町農業委員会。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第6号について説明がありました。この件について

委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第6号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員： 全員挙手

議長： はい、賛成全員であります。議案第6号については原案のとおり決定をいたします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課。

農業振興課： 農業振興課からは特にございません。

議長： 農協。

農協： 特にございません。

議長： 普及センター。

普及センター： 特にございません。

氏家会長： 以上、関係機関の皆様が出席されておりますけれど、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

議長： 「事務連絡」

議長： はい、それでは、次回、令和2年2月の農業委員会総会の日程ですが、2月25日、火曜日、午後1時30分からの予定といたします。何かとお忙しい時期とは思いますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局長： ご起立願います。礼。

全員： ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時45分